

## コミュニティビジネス創出支援事業運営業務委託仕様書（案）

### 1 件名

コミュニティビジネス創出支援事業運営業務委託

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 事業実施の経緯と目的

本市では、地域の未来づくり推進事業により、中山間・周辺地域が抱える課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの創出を支援している。魅力と活力ある地域づくりなど、地域課題の解決に資するビジネスを支援することで、地域経済や地域コミュニティの活性化、行政だけでは対応が難しい地域ニーズへの対応を図り、持続可能な地域づくりを推進している。

令和6年度からは、コミュニティビジネスの普及啓発と機運の醸成を目的として、ローカル・ゼブラ企業のトップランナーなどの実践者を講師に招き、地域活性化スペシャリスト講演会を開催している。

令和7年度には、地域課題からビジネスアイデアを創出するための思考法や手法を学ぶ機会として、セミナー（ローカルベンチャーカレッジOKAYAMA）を開催した。

令和8年度は、入門編として幅広い層に、コミュニティビジネスの考え方やビジネスアイデアの創出に関する学びの機会をオープンセミナーとして提供し、コミュニティビジネスの裾野を広げるとともに、地域においてコミュニティビジネスの立ち上げを検討している者に対しては、ビジネスプランの作成やビジネスモデルのブラッシュアップなど実践的な学びの機会を実践プログラムとして提供し、コミュニティビジネスの創出を目指す。

### 4 文言の定義等

#### （1）コミュニティビジネス

地域住民の団体、株式会社、NPO法人など、地域の団体が、地域と協力し、ビジネスの手法を用いて、地域課題を解決するための取組である。

#### （2）地域課題

中山間・周辺地域内の概ね小学校区の住民が共有している課題である。目指す地域の実現に向けて必要なアクションや、地域で生活を送るうえで支障となっている困りごとへの対応などである。なお、複数の小学校区に共通する課題については、それらの地域が連携・協力して解決に取り組むことも選択肢として考えられる。

#### （3）ローカル・ゼブラ企業

中小企業庁が令和6年に、地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出・育成に向け、地域課題解決事業推進に向けた基本指針を策定した。地域課題の解決を図る事業を展開し、地域内の企業等と連携・協業しながら、新たな価値創造や技術の活用等により社会的

インパクトを生み出しつつ、収益も確保する中小・小規模事業者をローカル・ゼブラ企業とし、地域課題解決の新たな担い手として位置づけている。

(4) 地域の未来づくり推進事業について

岡山市地域の未来づくり推進事業ポータルサイト参照のこと。

サイトURL <https://www.city.okayama.jp/miraidukuri/>

(5) 地域活性化スペシャリスト講演会について

地域活性化スペシャリスト講演会イベントレポート参照のこと。

サイトURL <https://www.city.okayama.jp/miraidukuri/0000074170.html>

(6) ローカルベンチャーカレッジOKAYAMAについて

ローカルベンチャーカレッジOKAYAMAイベントレポート参照のこと。

サイトURL <https://www.city.okayama.jp/miraidukuri/0000080900.html>

## 5 オープンセミナー、実践プログラムの実施時期及び場所

### (1) 実施時期

- ・ 8月以降、可能な限り早い時期で、委託者と協議の上、最適な時期を決定すること。  
事業実施に合わせ、参加者の募集を行うものとし、募集スケジュールについても、委託者と協議の上、適切な時期を決定すること。
- ・ 支援モデルの構築や広報戦略の作成など、企画・調整に係るものは、契約後、速やかに着手すること。

### (2) 実施場所

#### ・ オープンセミナー

ももスタ 岡山市北区駅前町一丁目8番18号ICOT NICOT 2階

※コワーキングスペース兼イベント会場又は会議室（定員20名）を使用。

※ももスタの使用（会場備え付けの備品を含む）に係る使用料については、原則、委託者の負担とする。

※会場の平面図は次ページのとおり（赤囲みが施設、黄囲みが会場）

#### ・ 実践プログラム

基本オンラインとする。

- ・ 詳細については、別表1を参照のこと。



## 6 委託事業内容

「3 事業実施の経緯と目的」を踏まえ、受託者は以下の委託業務を実施すること。なお、委託業務の詳細等については別表1を参照すること。

- (1) オープンセミナーの実施
- (2) 実践プログラムの実施
- (3) 全体の企画・調整（支援モデルの構築を含む）、広報・参加者募集、イベントレポートの作成および公開等

## 7 事業遂行のための体制構築

### (1) 委託業務の責任者の設置

ア 受託者は、契約締結後、委託業務の責任者を定め、これを設置すること。委託業務の責任者を設置した場合、その氏名、連絡先、実績歴を委託者に報告すること。

### イ 委託者との緊密な連携

受託者は、委託契約の締結後、委託者と協議の上、実施スケジュール等を策定し、共有すること。

### (2) 委託者との調整

ア 受託者は、委託者と密な連絡体制を構築し、事業を行うこと。受託者は定期的に担当者に報告・連絡・相談を行い、事業を円滑に進めること。

イ 受託者は、緊急の事態が発生した場合は、即座に委託者に連絡を行い、その指示に従うこと。

### (3) ミーティングの開催

ア 受託者と委託者は、委託事業の企画のため、週に1回程度、ミーティングを開催すること。その後は、両者で調整の上、適宜開催すること。ミーティングでは事業の進捗状況の

報告・協議等を実施し、情報共有化を図ること。ミーティングの次第等は受託者が作成すること。

イ 原則として、委託業務の責任者は、本ミーティングに出席すること。

ウ 受託者は、ミーティングの議事録を作成し、委託者に提出すること。

エ 委託者がミーティングの開催を受託者に対し要請した場合は、ただちにこれに応じること。

## 8 受託者の責務

(1) 受託者は、「3 事業実施の経緯と目的」の趣旨を十分認識し、事業を運営遂行すること。また、受託者は本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(2) 受託者は本事業にあたり、各種法令等を遵守すること。

(3) 受託者は、本事業の受託業務を行うために提供された拠点又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

## 9 業務遂行に係る受託者の負担等について

(1) 「6 委託事業内容」「7 事業遂行のための体制構築」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。

(2) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

## 10 秘密の保持

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。

(2) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。

(4) 受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、法に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

## 11 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

## 12 業務報告及び支払

(1) 受託者は、事業終了後すみやかに、委託者の担当者と協議の上で、履行状況をまとめた最終業務報告書を書面で1部および電子媒体（容易に読み取り・複写できるよう「Microsoft

Office Professional Plus 2019」で利用可能な保存形式等)で委託者に提出すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

最終業務報告書には、業務の成果(コミュニティビジネスの創出見込み、課題、アンケートの結果、委託者への政策提言等)を掲載するなど、事業効果の検証につながる内容とするよう工夫すること。

また、事業の記録写真や作成した資料も併せて提出すること。

- (2) 支払いは原則完了後払いとする。ただし、委託者、受託者間の協議により合意が得られた場合、支払方法を変更できるものとする。

### 1.3 本作業上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできるものとする。
- (3) 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 受託者は、当該業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

### 1.4 再委託

- (1) 受託者は、委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。
- (2) 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいう。
- (3) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、予め委託者が指定する様式を用いて届出等を行い、委託者の承認を得ること。
- (4) 上記(3)の書面には、以下の事項を記載すること。
- ア 再委託先の名称、代表者及び所在地
  - イ 再委託先で行う作業の内容及び範囲
  - ウ 再委託を行う理由
  - エ 再委託先の選定理由
  - オ 再委託先に対する管理方法
  - カ その他、別に指示する事項
- (5) 上記(3)の手続きを経て再委託を受けた第三者(以下、「再受託者」という。)が、さらに別の第三者に再委託を行うことはできない。

- (6) 再受託者へのデータ受渡等が発生する場合、セキュリティに配慮した手法によるものとし、「(4)オ 再委託先に対する管理方法」の中でその手法を明記したうえで、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、再受託者の本委託業務の統括及び個人情報セキュリティの確保についてもその責任を負うものとする。

#### 1.5 その他

- (1) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- (2) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 業務内容等は、企画提案書を仕様の一部として実行すること。

コミュニティビジネス創出支援事業運営業務委託 別表1

項目	詳細等
<p>(1) オープンセミナーの実施</p>	<p>入門編として幅広い層に、コミュニティビジネスの考え方やビジネスアイデアの創出に関する学びの機会を提供する、オープンセミナーを実施すること。</p> <p>(実施にあたっての留意事項)</p> <p>○構成・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)で構築する支援モデルを踏まえた構成・内容とすること。</li> <li>・セミナーは3回開催すること。</li> <li>・各回は異なる内容とし、単発での参加も可能とするとともに、複数回参加することで学びが深まる構成とすること。</li> <li>・地域活性化や地域課題解決に関心がある者、コミュニティビジネスに興味がある者など、幅広い層を対象とし、取組のきっかけを提供する内容とすること。</li> <li>・1回あたり2時間程度を想定している。委託者と協議の上、決定すること。</li> <li>・講演とワークショップ等で構成すること。</li> <li>・講演は、コミュニティビジネスの実践者が実践例を紹介し、実践を通じて得た気づきやヒントを共有する内容とすること。多くの参加者を惹きつける魅力的な講師を選定すること。</li> <li>・ワークショップ等は、実践者の生の声を踏まえ、自分事として考える機会を提供し、学びや気づきを得る内容とすること。</li> <li>・未来づくり推進事業の補助金について、紹介する機会を設けること。</li> </ul> <p>○実施方法・時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーは3回とも全て対面(オフライン)開催とすること。</li> <li>・会場はももスタとすること。利用時間(10:00~22:00)内に実施すること。</li> <li>・委託者と協議の上、実践プログラムも含めた全体スケジュールを検討し、効果的な集客及び実施となる日程とすること。なお、実践プログラム参加へのきっかけとなることも考えられることから、最低2回は実践プログラムの開始前に実施すること。</li> <li>・実施日時は受託後、委託者を通じてももスタと調整すること。実施日は土日を優先すること。なお、8月22日(土)、8月29日(土)、9月5日(土)、9月26日(土)の12~18時については、ももスタを仮押さえしている。</li> <li>・各回ごとに参加者を公募すること。</li> </ul> <p>○費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事代等、個人の消費に関わる費用は参加者の自己負担とすること。</li> </ul>

<p>(2) 実践プログラムの実施</p>	<p>地域においてコミュニティビジネスの立ち上げを検討している者を対象に、ビジネスプランの作成やビジネスモデルのブラッシュアップなど、実践的な学びの機会を提供するプログラムを実施すること。</p> <p>○構成・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)で構築する支援モデルを踏まえた構成・内容とすること。</li> <li>・連続講座と伴走支援を組み合わせたプログラムとすること。</li> <li>・受託期間中の連続した3ヶ月間程度の期間に、連続講座及び伴走支援を合わせて12回程度実施すること。スケジュールや時間は委託者と協議の上、決定すること。</li> <li>・連続講座は、ビジネスモデル構築やビジネスプラン作成等に関する内容とし、以下を必須とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域との協力、地域ネットワークや人脈形成</li> <li>② 地域資源など地域の特色の活かし方、マーケティング・販路開拓</li> <li>③ 地域へのインパクト(良い影響があること)、ロジックモデル等によるインパクトの可視化</li> </ul> </li> <li>・伴走支援は、実践者や専門家による壁打ち(ディスカッション)、助言・提案等を行うものとする。</li> <li>・未来づくり推進事業の補助金について、紹介する機会を設けること。</li> </ul> <p>○実施方法・時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則オンラインで実施すること。オフラインで行う場合は、会場確保等に係る手続き及び費用は受託者の負担とする。</li> <li>・十分な学習時間を確保すること。</li> <li>・受講者が無理なく継続受講できるスケジュールとすること。</li> <li>・欠席時のフォロー策を準備しておくこと。</li> <li>・受講者と受託者の信頼関係構築のため、キックオフミーティングは、対面(オフライン)で実施すること。</li> <li>・受講者との面談を月に1回以上実施し、理解度や進捗を確認し、必要に応じてフォローを行うこと。</li> <li>・プログラム終了時には、受講者によるビジネスプラン発表の機会を設けること(対面(オフライン)、オンラインいずれも可)。</li> </ul> <p>○費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事代等、個人の消費に関わる費用が発生する場合、受講者の自己負担とすること。</li> </ul>
<p>(3) 全体の企画・調整(支援モデルの構築を含む)、広報・参加者募集、イベント</p>	<p>本事業は、オープンセミナーと実践プログラムの2本を柱とする。企画段階で、委託者と協議の上、岡山市に適した支援モデルを構築した上で、事業を実施していくこと。また、広報や参加者募集、イベントレポートの作成を行うこと。</p> <p>1. 全体企画・調整</p>

<p>レポート作成および公開等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業全体の企画設計・進行管理・関係者との調整等を担い、各プログラムが連続性と一貫性をもって効果的に運営されるよう企画・運営体制を構築すること。</li> <li>・全体スケジュールを検討し、効果的な集客及び実施となる日程となるよう企画・調整すること。委託者と協議の上、最適な時期を決定すること。</li> <li>・参加者の行動変容を促す内容とすること。</li> <li>・委託者及びももスタとの密な連携・調整を図りながら、円滑かつ効果的に事業を遂行すること。</li> <li>・参加者にアンケートを実施すること。</li> <li>・事業実施中の気づき、課題点などについては、随時または成果報告においてフィードバックを行うこと。</li> <li>・悪天候の場合の対応について事前に検討し、予備日を設けるなど対応策を想定し、委託者と協議しておくこと。</li> </ul> <p>2. 支援モデルの構築</p> <p>コミュニティビジネス立ち上げまでの連続した支援モデル（考え方や方針、支援の内容や手法など）について、委託者と協議の上、岡山市に適した支援モデルを構築すること。</p> <p>(実施にあたっての留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市地域の未来づくり推進事業の制度について、要綱や手引き、ホームページなどを参考に熟知しておくこと。</li> <li>・岡山市地域の未来づくり推進事業の制度活用を想定したものとする。今までの講演会などの取組事例（市ポータルサイトを参照）なども踏まえ、魅力と活力ある地域づくりに繋がるコミュニティビジネスを主として想定すること。</li> <li>・次のことも念頭に置いた上で、支援モデルを構築すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域との協力、地域ネットワークや人脈形成</li> <li>② 地域資源など地域の特色の活かし方、マーケティング・販路開拓</li> <li>③ 地域へのインパクト（良い影響があること）、ロジックモデル等によるインパクトの可視化</li> </ul> </li> <li>・委託者との協議については、初回は委託者が指定する場所で、対面にて実施すること。2回目以降の協議方法については、委託者と協議の上、決定すること。</li> <li>・構築した支援モデルは、提供後、岡山市の職員が、コミュニティビジネス立ち上げのための支援に活用する。そのことを想定し、分かりやすいものとなるよう作成すること。</li> <li>・チェックリストなど、支援のポイントを可視化した資料を作成すること。</li> </ul>
---------------------	--

### 3. 広報・参加者募集

- ・受託者において、効果的な広報戦略を策定の上、参加者を公募すること。
- ・委託者やももスタと連携・協力し、既存のHPやSNS（X、LINE等）、チラシやプレスリリースなどを通じ、効果的に広報を展開すること。
- ・以下のとおり参加者を公募すること。募集期間は十分に設けること。

#### ①オープンセミナー 各回50名程度

地域活性化や地域課題解決に関心がある人、コミュニティビジネスに興味がある人など、幅広い層を対象に公募すること。

#### ②実践プログラム 3者程度

地域活性化や地域課題解決に関心がある者、コミュニティビジネスに興味がある者など、地域において、コミュニティビジネスの立ち上げを検討している事業者、地域の団体等を対象として3者程度を公募、選考すること。なお、選考の基準（対象地域や事業内容など）は、委託者と協議の上、決定すること。

- ・応募が定員に満たない場合は、期間延長や再募集などにより定員確保に努めること。
- ・オンライン申込が可能な受付フォームを整備し、参加しやすい環境を整えること。登録不要な受付フォームとすること。
- ・オープンセミナー、実践プログラムの集客に必要なチラシ（紙・HP用）、バナー（HP用、SNS用）等を作成すること。なお、紙のチラシは8,000枚カラー印刷し、委託者の指定する時期、場所に納品すること。最大でセミナー3回分と実践プログラムのチラシ等の作成を想定している。

### 4. イベントレポートの作成・公開

- ・本事業の記録をまとめたイベントレポートを作成し、委託者と連携の上、岡山市地域の未来づくり推進事業ポータルサイトにて公開すること。
- ・公開にあたっては、ポータルサイトの運用を担当する事業者と必要な調整を行うこと。
- ・記録写真を撮影し、参加者を撮影する際には、事前に撮影および公開に関する同意を得ること。
- ・レポートには、事業の様子・学びのポイント・参加者の声等を盛り込み、コミュニティビジネスへの関心や取組意欲を喚起する内容とすること。

### 5. その他

- ・受託者の強みを活かし、創意工夫をもって、本事業の効果を最大化するよう取り組むこと。